

---

---

平成24年度税制改正意見書

---

---

平成23年3月29日

九州北部税理士会

目 次

I. はじめに	1
II. 基本的考え方	1
III. 早急に改正を必要とする要望事項	2
IV. 改正要望事項の具体的内容	4
【租税手続等関係】	4
<<重点項目>>	4
◎ 税務調査に関する規定の整備（継続・一部修正）	4
<<一般項目>>	5
1. 国税・地方税の申告納税の一元化（継続）	5
2. 国税不服審判所の独立性を確保（継続）	6
3. 印紙税の廃止（継続）	6
4. 延滞税の割合の適正化（継続）	7
5. 減額更正処分の期間制限等の見直し（新規）	7
【所得税関係】	8
<<重点項目>>	8
◎ 人的所得控除の見直し及びその他の所得控除の税額控除方式への移行（継続）	8
◎ 高齢者控除の復活（新規）	8
<<一般項目>>	8
1. 土地・建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（継続）	8
2. 不動産所得損益通算不可特例の廃止（継続）	9
3. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費特例の廃止（継続）	9
4. 寡婦と寡夫の要件統一（継続）	9
5. 青色申告承認申請書の提出期限延長（継続）	9
6. 離婚に伴う財産分与の譲渡所得課税の見直し（継続）	10
7. 源泉所得税納期特例制度の手続規定の合理化と納付期限の延長（継続・一部修正）	10
8. 財産債務明細書提出制度の廃止（継続）	10
9. 準確定申告書の提出期限の延長（継続）	11
【法人税関係】	12
<<重点項目>>	12
◎ 退職給与引当金制度の復活（継続）	12
<<一般項目>>	12
1. 事前確定届出給与の届出不要範囲の拡大（継続）	12
2. 交際費課税制度の見直し（継続）	12
3. 各種届出書及び各種承認申請書の提出期限の延長（継続）	13
【所得税・法人税等共通関係】	14
<<重点項目>>	14
◎ 包括的租税回避防止規定の廃止（継続）	14
<<一般項目>>	14
1. 青色欠損金等繰越控除期間の延長（継続・一部修正）	14
2. 社会保険診療報酬に係る所得計算特例の廃止（継続）	14
3. 減価償却制度の簡素化（継続）	15
【相続税関係】	16
<<重点項目>>	16
◎ 連帯納付義務の廃止（継続）	16
<<一般項目>>	16
1. 配偶者の税額軽減制度の適用基準の見直し（継続）	16
2. 生命保険金及び退職手当金の非課税限度額の引き上げ（継続）	16
3. 非上場株式等についての納税猶予制度の要件緩和（継続）	17
4. 更正の請求の特則（継続、一部修正）	17
【消費税関係】	18
<<重点項目>>	18

◎ 帳簿及び請求書等の保存要件の見直し（継続）	18
《一般項目》	18
1. 各種届出書の提出期限の見直し（継続、一部修正）	18
2. 社会保険医療等についての軽減税率の適用（継続・一部修正）	18
3. 個別評価貸倒引当金に係る消費税額控除（継続）	19
4. 簡易課税制度の見直し（継続）	19
5. 消費税の申告期限の延長（継続）	19
6. 基準期間の廃止、納税義務免除制度の申告不要制度への移行（継続・一部修正）	20
7. 事業廃止に伴う届出書の整理簡素化（継続）	20
【地方税関係】	21
《重点項目》	21
◎ 法人事業税及び法人住民税の欠損金繰戻還付制度の創設（継続、一部修正）	21
◎ 法人住民税均等割の課税標準の見直し（継続）	21
◎ 固定資産課税台帳登録価格の不服審査申出期間の見直し（継続）	21
《一般項目》	22
1. 事業税	22
(1) 個人事業税の事業主控除額の引き上げ（継続）	22
(2) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税除外措置の廃止（継続）	22
(3) 法人事業税の軽減税率不適用法人の資本金額引き上げ（継続）	22
(4) 損金算入所得税の法人事業税における加算規定の削除（継続）	23
(5) 中小法人への外形標準課税の不適用（継続）	23
(6) 廃業の場合の個人事業税申告期限の延長（継続）	23
2. 道府県民税、市町村民税	24
(1) 少額配当に係る住民税課税の見直し（継続）	24
(2) 給与所得者で給与所得等以外の所得が20万円以下の場合の住民税課税の見直し（継続）	24
(3) 個人住民税均等割課税の見直し（継続）	24
(4) 個人住民税における退職所得課税の見直し（継続）	24
3. 固定資産税	25
(1) 固定資産税の誤納金還付可能期間の見直し（継続）	25
(2) 償却資産税における課税資産評価額の最低限度額の見直し（継続）	25
4. 不動産取得税	25
(1) 贈与等の取消しの場合の不動産取得税賦課の見直し（継続）	25
(2) 婚姻期間20年以上の配偶者間の贈与居住用不動産についての不動産取得税の非課税化（継続）	26
5. 事業所税	26
(1) 事業所税の廃止（継続）	26
【税務行政関係】	27
《重点項目》	27
◎ 税理士法第33条の2の書面添付制度と税務調査手続（継続）	27
《一般項目》	27
1. 税務調査手続に関する要望（継続・一部修正）	27
2. 全ての市町村で電子申告を可能とすること（継続）	28
3. 行政の法律解釈の妥当性を検証する制度の構築（継続）	29
V. 中期的視点から検討すべき項目	30
1. 特定の所得控除の給付付き税額控除方式への移行（継続・一部修正）	30
2. 金融所得課税一体化の留意点（継続）	30
3. 財産評価の法定化（継続、一部修正）	30
4. 地方税法典の整備（継続）	31

《凡 例》

国手法	国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律
所法	所得税法
法法	法人税法
消法	消費税法
相法	相続税法
措法	租税特別措置法
地法	地方税法
通令	国税通則法施行令
所令	所得税法施行令
法令	法人税法施行令
地令	地方税法施行令

## I. はじめに

この税制改正に関する意見書は、税理士法第49条の11に規定する「建議等」により、税理士及び税理士会がその公共的立場と使命に基づき、税務の専門家として、税務官公署に対し、税制及び税務行政の改善について提言すべく作成されたものである。

本意見書は、税は何よりも公平でなければならないという大原則のもと、減税のみを求めるのではなく、また、特定の企業や個人又は特定の業種や業界等の立場に偏することなく、真に「あるべき税制」の構築に向けて集約した意見である。

本意見書策定に当たっては、本会の昨年までの税制改正意見書を土台とし、本会会員からの意見のほか政府税制調査会等の税制改正に関する動向を参考にした。

平成23年度は、その制定以来約半世紀ぶりの国税通則法の大改正が行われる予定である。納税者権利憲章の根拠規定が新設され、更正の請求期間の延長や、従来不明確であった税務調査手続が明確化されることは、税理士会が長年にわたり求めていたことの実現であり、喜ばしいことである。しかしながら、一方では、課税庁の権限を強化し、納税者の義務を拡大する内容のものも含まれている。これらのことが真に必要であるのか、詳細に検証されなければならない。

なお、現時点においては、上記国税通則法改正を含む平成23年度税制改正が実現するか否かは柔軟的である。本意見書は、税制改正関係法案がその法案どおり可決・成立することを前提として取りまとめを行わざるを得なかった事情につき、了承を願いたい。

## II. 基本的考え方

九州北部税理士会は、以下の視点に立ち、「あるべき税制」の構築を目指し、税制及び税務行政の改善についての提言を行う。

### 1. 租税法律主義に基づく公平な負担が実現する税制

「乏しきを憂えず、均しからざるを憂う」という表現は、公平（平等）原則を的確に言い当てている。人は、その報酬の低さではなく、身近な他人との不公平を意識した時に勤労意欲を無くするものである。これを租税原則に置き換えるならば、「高きを憂えず、等しからざるを憂う」ということになる。税が国家の費用を賄うための国民の分担金である以上、その負担は基本的には納得が得られるものである。しかしながら、公平な負担ではないと国民が感じたとき、国家に対する信頼が揺らぎ、納税意欲も減退してしまうものである。

アダム・スミスの租税四原則（公平性の原則、確実性の原則、便宜性の原則、最小徴税費の原則）をはじめ種々の租税原則が説かれるが、それらに共通するものは「公平」である。この「公平原則」は他の原則とは同列のものではなく、他の原則を包括する最高原則と位置づけられるべきものである。「言うは易く」で、過去から現在に至るまで、完璧に公平な税制は存在しなかったであろうし、将来においても完璧な公平は実現できないのかもしれないが、限りなく実質的公平に近い税制の構築を目指して努力すべきはいうまでもない。たとえ政策的な時限措置であっても、一部の企業群や一部の個人層を優遇するような税制度は、極力避けるべきである。

また、わが国は「租税法律主義」を憲法で宣言している。遡及立法などは論外としても、法律としての予測可能性や法的安定性を阻害する白紙的な政令委任や不確定概念の多用は、この原則に抵触するものであることを、立法段階において更に認識すべきである。

## 2. 国民の立場に立った適正な手続きが保障された税制

平成23年度の税制改正において国税通則法が改正され、納税者権利憲章の基本規定が創設されること、加えて、税務調査手続について明確な規定が置かれることは大きく評価されなければならない。国際化が進展する現代社会にあつて、世界の中の日本という視点でわが税制をみたときに、税務行政における手続規定が透明化されることは、たいへん喜ばしいことである。今後は、納税者と国家とが対等な立場において、適正な納税義務の実現に向けた環境が熟成されなければならない。

## 3. 時代に適合した税制

経済社会の変化に伴い、実質的な公平も変化する。規定の創設当時においては合理性が認められたとしても、時代の変遷とともにその存立意義が薄れるものもあるし、これを放置することにより新たな不公平を生じさせることになるものもある。また、十年前には想像すらできなかった新たな経済取引が出現することもある。これらに対し、税制は適宜に対応すべきである。

## 4. 国民に開かれた税制改正論議と透明性のある改正手続きが担保された税制

優れた税制は、税の用途を含めた国民の理解と合意のもとに構築されるものである。税制の改正は、国民に開かれた場における十分な議論を経たものでなければならない。

## Ⅲ. 早急に改正を必要とする要望事項

本年度意見書は、「重点項目」、「一般項目」及び「中期的視点から検討すべき項目」に3分類した。「重点項目」には重要性及び緊急性の高い項目として厳選したものを掲げ、その他の項目は「一般項目」とした。「中期的視点から検討すべき項目」は、中長期的に実現すべきもの及び今後更に研究と検討を深めた上で、「重点項目」又は「一般項目」とすべきものである。

改正要望事項の中で、早急に改正を求める事項は下記のとおりである。

### 【租税手続等関係】

- ◎ 税務調査に関する規定を整備すること。

### 【所得税関係】

- ◎ 人的所得控除の見直し及びその他の所得控除を税額控除方式へ移行すること。
- ◎ 老年者控除を復活すること。

### 【法人税関係】

- ◎ 退職給与引当金制度を復活すること。

### 【所得税・法人税等共通関係】

- ◎ 同族会社の行為計算否認規定等を廃止すること。

【相続税関係】

- ◎ 相続税の連帯納付義務を廃止すること。

【消費税関係】

- ◎ 課税仕入に係る「帳簿及び請求書等」の保存規定を、改正前の「帳簿又は請求書等」に戻すこと。

【地方税関係】

- ◎ 法人事業税、法人道府県民税及び法人市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。
- ◎ 法人道府県民税・市町村民税の均等割の課税標準を、欠損金のある法人等が無償減資等により欠損填補を行った場合には、欠損填補に充てた金額を資本金等の額から控除すること。
- ◎ 固定資産税において、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、第2年度、第3年度においても価格について審査の申出ができるように改正すること。

【税務行政関係】

- ◎ 税理士法第33条の2の書面が添付された申告に係る税理士に対する意見聴取について、制度趣旨に適った運営を行うこと。

#### IV. 改正要望事項の具体的内容

##### 【租税手続等関係】

##### 《重点項目》

##### ◎ 税務調査に関する規定の整備（継続・一部修正）

- (1) 納税義務者等への調査の事前通知における書面の記載内容について、調査の目的に加え「調査選定理由」の記載義務規定を置くこと。（国手法74条の9①三）
- (2) 税務調査の事前通知の除外要件である、「その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」を削除すること。（国手法74条の10）
- (3) 調査終了時の修正申告又は期限後申告の勧奨について、課税庁職員の行使しうる権限の範囲から外すため、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（以下「国税手続・権利義務法」という。）第74条の11第3項を削除すること。（国手法74条の11③）
- (4) 納税義務者からの帳簿書類その他の物件の提出について、国税手続・権利義務法第127条第3号中「又は提出」を削除することにより間接強制の対象から外し、提出及び留置きについて納税義務者の承諾を得られた場合のみ可能とする規定を置くこと。更に、帳簿書類等の留置きについては、留置き可能期間の規定を置くこと。（国手法74条の2、74条の3、74条の4、74条の5、74条の6、74条の7、127条三）
- (5) 納税者のプライバシー保護、特定職業人の守秘義務等に係る規定を整備すること。（創設、国手法74条の2、74条の3）

【H22～H23】

##### 《理由》

- (1) 納税者側に調査受忍義務を生じさせる質問検査権行使時には、いかなる理由で当該義務が生ずるのかの理由を開示する必要がある。したがって、質問検査権行使にあたっては、「調査の目的」の開示に加え当該納税義務者等が調査先に選定された理由を開示することを義務付けるべきである。なお、調査着手時においてどうしても調査理由が開示できない場合は、調査終了時において、着手時に開示できなかった理由と併せて開示しなければならないこととすべきである。
- (2) 税務調査手続の適正化にあたり重要な意味を持つ事前通知については、可能な限り例外を設けないことが納税者の権利を保護する上で重要となるが、事前通知を行わないことが容認されるのは「違法若しくは不当な行為を容易にし、正確な課税標準等又は税額等の把握を困難にするおそれ」がある場合のみであり、一般的な除外規定を設ける必要性は認められない。
- (3) 修正申告、期限後申告ともに納税者の側からの任意選択的な税額確定の方法である。課税庁の当該職員が納税義務者に対しこれらの制度についての紹介又は説明を行う程度であれば問題は生じないが、これらの申告を勧奨又はしようようすることについては、もともと課税庁の所掌事務の範囲に含まれるものとは考え難い。納税義務者側からの任意選択的な行為であるにもかかわらず、更正又は決定という独自の処分権限を行使しうる側が勧奨するという行為は、法律上の権限の範囲に含めるにはなじまず、行政手続及び租税債務の確定手続に混乱を来たす可能性が高い。

また、納税義務者にとっての修正申告又は期限後申告の選択は、事後の争訟手続への道を閉ざすデメリットしかない手続きである。このような申告手続を勧奨する権限を課税庁に付与す



ることによどのような効果が認められるのか疑問である。したがって、これらの行為についての権限を法律で明文化する規定は削除すべきである。

- (4) 帳簿書類その他の物件は納税者の私有財産であり、その預かりについては慎重が期され、また、可能な限り少量かつ短期間の留置きであることが望ましい。しかし、当該物件を正当な理由なく提示又は提出しなかった場合には罰則規定の適用があり、事実上間接強制を伴うものとなっている。これらの書類の提示については間接強制を伴う任意調査の受忍義務の範囲に入るのであろうが、提出については間接強制から外し、その留置きについては納税義務者等の立会いのない状態で調査が行われることについての了承手続きを経てから行われるべきである。

なお、調査について必要かつ十分な当該物件等の留置きの期間を法律上定め、これらの書類等の預かり期間の制限規定（1週間程度）を置くべきである。

- (5) 質問検査権を行使する場所や時間については、納税者の生活の平穩を害することや営業活動に支障をきたすことがあってはならない。また、納税者及び第三者のプライバシーについても完全に保護されなければならない。これらは国民の基本権に関わることであるのでこれを侵害することがないように法律による客観的な基準を設け、その枠を超えない範囲での行政運営がなされなければならない。

いわゆる反面調査については、本人調査に対し補充的・副次的なものであり、本人調査だけでは適切な調査を行うことができないと客観的に認められる場合において、納税者本人の了承に基づいて行われるべきである。

特定職業人の守秘義務は、調査上の客観的の必要があつたとしても解除されるものではない。また、税務職員に守秘義務が課せられていることを理由に解除されるものでもない。特定職業人等第三者に対する守秘義務を有する納税者の調査にあたっては、これらの守秘義務を侵害することがないように手続上の規定を置くべきである。

## 《一般項目》

### 1. 国税・地方税の申告納税の一元化（継続）

国税と地方税の申告納税の一元化及び国と地方団体における徴収事務の一元化を図ること。 (創設)
---

【H22～H23】

《理由》

現在わが国における国税・地方税の事務は、国税庁、地方自治体と個別の機関で行われており、非効率的な事務運営となっている。（例外として、「地方消費税」及び「地方法人特別税」の課税・徴収事務がある。）行政効率及び納税者の利便性の観点から、国税・地方税の申告・納税及び事務の一元化の検討を行うべきである。

税目は、課税ベースが重複しているものを対象とし、国税は所得税及び法人税とし、地方税は個人住民税及び個人事業税並びに法人住民税及び法人事業税とする。（所得を課税ベースとしないう医療法人等の事業税及び外形標準課税の事業税についても同様とする。）

一元化の方向としては、国税・地方税の事務のうち地方公共団体の賦課権に係る部分を除く単純な事務について国税庁（内国歳入庁等の新たな機関を設置することも検討）に移管するものと

し、これにより、現状と比較し、行政効率及び納税者の利便性の両面からの効果が期待される。特に、分割法人の地方税申告については、法人税の申告書に新たな別表を設け地方税に関する情報（課税標準の分割明細、税率、均等割額、中間納付額等）を記載することによる申告の一元化が可能である。

この場合、個人・法人ともに、各都道府県・市町村への納税に関しては、国に一括して納付し、それを各地方自治体に配分する。また、その後の納付管理については、滞納整理等の実効性を考慮して、国が一括して行うか、地方税分は各地方公共団体で行うかは今後の検討課題である。

アメリカ、イギリス、カナダ等は、その方法は異なりこそすれ、何れも国税機関による事務の一元化が行われている。

現在でも滞納処分に係る回収機構が各地で組織されているが、京都地方税機構が指向する地方税の税額を共同で算定しようとする方向性を国レベルで推進すべきである。

将来的には、社会保険料等についてもこの一元化の中に組み込むこと、また、電子申告についても統合システムを構築すること等が考えられる。

## 2. 国税不服審判所の独立性を確保（継続）

国税不服審判所の独立性を確保するため、国税通則法第99条の規定を削除すること。（通法99条）
--

【H21～H23】

《理 由》

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う専門の機関であり、納税者の正当な権利の救済を図るため、賦課徴収に当たる処分庁とは別個の独立した機関として設置されたものである。

本来、国税不服審判所長は通達と異なる解釈により裁決をすることや、法令の解釈の重要な先例となるような裁決をすることもできる。しかし、現規定においては、このような裁決を行う場合には、国税不服審判所長はあらかじめその意見を国税庁長官に申し出る必要がある。その結果、国税庁長官がその意見に同意すればそのまま裁決できるが、同意しない場合には、国税庁長官はその意見を民間の学識経験者によって構成される国税審議会に諮り、その議決に基づいて国税不服審判所長に指示しなければならないこととされている。

国税の審判に対する中立なる姿勢が求められる国税不服審判所の独立性を確保するためには当該規定は削除すべきである。

## 3. 印紙税の廃止（継続）

印紙税を廃止すること。（印紙税法）
-------------------

【H21～H23】

《理 由》

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること、文書を作成することによって取引事実が明確化し法律関係が安定化することに着目して広範な文書に負担を求める文書課税であり、流通税に位置づけられている。

しかしながら、事務処理の機械化や電子商取引の普及等により、これまで専ら文書により作成

されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展している現状にあつて、紙文書のみを課税客体とすることが公平性を欠く結果となっている。

法が施行された当時には全く想定されていない状況になっていることを考慮すると、印紙税は廃止すべきである。

#### 4. 延滞税の割合の適正化（継続）

延滞税の割合について、納付義務の確定の態様に応じた設定とすること。（通法60条）

【H23】

《理 由》

現行の延滞税の割合は、自主的修正申告の場合でも、更正等の処分が行われた場合でも同率が適用され、また、延滞税の割合の特例（措法94）は極めて限られた期間にしか適用されず、場合によっては延滞税の割合が高率に過ぎる状況となっている。

滞納を未然に防ぐためにやや高率の延滞税の割合とするのはやむを得ないが、そこには処罰性があることも否定できない。（加算税と延滞税との二重処罰性）

延滞税の割合については、納付義務確定の態様に応じた例えば次のような設定とされるべきである。

- ① 更正処分、期限後申告及び修正申告（更正を予知したもの） 現行の14.6%を7.3%とする
- ② 更正を予知しない修正申告 特例基準割合（措法93条1項に規定する割合）とする

#### 5. 減額更正処分の期間制限等の見直し（新規）

国税庁長官の法令の解釈が変更され、変更後の解釈が公表された場合の減額更正処分の除斥期間および還付金の消滅時効について、10年以上の期間（個々の事案に応じた政令で定める期間）に延長すること。（通法71①二、74、通令30、24④）

《理 由》

国税庁長官の法令解釈の誤りによる過大納税の状態は、納税者側の計算誤り等の落ち度はなく、一般の減額更正よりもより長期に亘って救済されるべきであることから、これらの場合の更正の請求が行われた場合の減額更正の期間制限及び還付金の消滅時効について、10年程度に期間を延長すべきである。

## 【所得税関係】

### 《重点項目》

#### ◎ 人的所得控除の見直し及びその他の所得控除の税額控除方式への移行（継続）

所得控除は、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除のみとし、その額は少なくとも生活保護受給世帯の収入金額とすること。また、現行のその他の所得控除については税額控除方式へ移行すること。（所法72条～84条、86条、措法41条の16～18の3）

【H12以前～H23】

#### 《理 由》

- (1) 憲法25条には、国民の最低限の生活を国家として保障する責務があると明示されている。本来、人的控除は憲法で保障された最低限の生活維持のための費用であるべきであり、少なくとも現在の生活保護基準額相当額とすべきである。また、特定扶養控除等のその他の人的控除は制度を複雑化している面もあることから、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除のみとすべきである。
- (2) 現行の人的控除以外の所得控除は担税力が減殺されることを斟酌するものであり、現行の所得控除方式では高額所得者になるほど軽減額が大きくなり、減税額に大きな格差が生じ、担税力の減殺を考慮する役割に逆行する結果になっている。  
したがって、課税の公平の見地から税額控除方式へ移行すべきである。

#### ◎ 老年者控除の復活（新規）

老年者控除を復活させること。（創設）

#### 《理 由》

平成16年度税制改正で老年者控除が廃止されたが、公的年金控除の改正とともに高齢者の税負担が増加している。

年齢70歳以上の者で合計所得金額400万円以下のものについて、50万円の老年者控除を復活させるべきである。

### 《一般項目》

#### 1. 土地・建物等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（継続）

土地・建物等の譲渡により生じた損失について、損益通算及び繰越控除を認めること。（措法31条、32条）

【H18～H23】

#### 《理 由》

平成16年度税制改正で、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算及び損失の繰越控除が認められなくなった。しかし、土地・建物等は投資対象のみではなく、事業所得や不動産所得を生ずべき事業用資産として活用された後、事業の縮小や廃業等で処分せざるを得なくなったことにより損失が発生する場合もある。このようなケースは、事業への投資額の未回収を意味するのであり、そこには実質的な担税力は存在せず、事業の再生や人生の再出発に大きな支障をきたすこともあることから、損益通算の制限はすべきではない。

また、益のみに課税し損は切り捨てるという課税理論に反した取り扱い、納税者の理解を得がたいものであり、早急に改正前の状態に戻すべきである。

## 2. 不動産所得損益通算不可特例の廃止（継続）

不動産所得に係る損益通算不可の特例の規定を廃止すること。（措法41条の4）

【H11以前～H23】

《理 由》

不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等を取得するために要した負債利子の額の部分については損失が生じなかったものとみなし、他の所得との損益通算ができないこととされている。

この規制は、バブル経済の崩壊により、過度な不動産投資も沈静化し、当初の目的を達成したので廃止すべきである。

## 3. 事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費特例の廃止（継続）

事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例である所得税法56条を廃止すること。（所法56条）

【H21～H23】

《理 由》

生計を一にする親族に対する給与等であっても、居住者の営む事業等の必要経費として控除することは、会計理論及び所得計算理論の上では当然のことである。

## 4. 寡婦と寡夫の要件統一（継続）

寡婦と寡夫の要件及び控除額を同じにすること。（所法2条①三十、三十一、81条、85条、所令11条、11条の2）

【H23】

《理 由》

要件及び控除額において、寡夫の方が寡婦よりも厳しくなっているが、寡夫控除の創設後四半世紀を経過し、社会経済状況、特に労働環境は大きく変化しており、差を設ける必要性は認められない。

## 5. 青色申告承認申請書の提出期限延長（継続）

新規開業者の青色申告承認申請書の提出期限を、翌年2月末日までとすること。（所法144条、147条）

【H21～H23】

《理 由》

青色申告をしようとする場合には、開業の日から2月以内に承認申請書を提出しなければならないこととされている。

しかし、新規開業者は税務関係手続きについて熟知していない場合もあること、青色申告はこれを積極的に普及・推進することが望ましいことから、現行の開業から2月以内の提出期限は余

りにも短いと考えられる。現行法においても、12月29日から31日までの間に開業した場合の提出期限が翌年2月末日となることから、12月28日以前に開業した者についてその年の翌年2月末日まで提出期限を延長することとしても、これによる特段の弊害は考えられない。

これに伴い、みなし承認（所法 147条）関係についても所要の改正をすること。

## 6. 離婚に伴う財産分与の譲渡所得課税の見直し（継続）

離婚に伴う財産分与の資産の移転に対しては、分与された財産が譲渡された時に分与を受けた者に課税すること。（所法33条）

【H11以前～H23】

《理 由》

財産分与による資産の移転は、財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡であるとしているが、同時に資産の逸失を伴うので担税力は生じていないこと、相続・贈与と同様に形式的財産の移転にすぎないことから、分与を受けた者が、分与を受けた財産を譲渡した時に、分与をした者の取得時期及び取得価額を引継いで課税すべきである。

## 7. 源泉所得税納期特例制度の手続規定の合理化と納付期限の延長（継続・一部修正）

源泉所得税の納期の特例制度を次のように改正すること。（所法217条、措法41条の6①）

- (1) 新規開業の個人事業者又は新設法人についても、「開業届」又は「設立届出書」を法定提出期限内に提出し、その法定期限までに納期の特例を受ける旨届出た場合には、事業開始月又は設立月から適用できることとすること。
- (2) 12月分又は納期の特例適用者における 7月分から12月分の源泉徴収税額の納付期限は、翌年1月31日までとすること。

【H12～H23】

《理 由》

- (1) 新設法人等が設立届等を法定期限内に提出し、その法定期限までに納期の特例を受ける旨の届出をした場合、設立又は事業開始月から適用できることとすれば実務上便宜である。
- (2) 納期限の特例を 1月31日まで延長し、納期の特例適用者以外にも認めることにより 1月の年末調整関連の事務負担緩和と正確性が確保される。

## 8. 財産債務明細書提出制度の廃止（継続）

財産債務明細書の提出制度を廃止すること。（所法232条）

【H18～H23】

《理 由》

財産債務明細書の提出制度は、昭和25年の富裕税の創設に伴い、それを補完するために設けられた制度である。また、税務行政庁が財産債務明細書の提出を求める理由及び必要性も不明であるので、この制度は廃止すべきである。

## 9. 準確定申告書の提出期限の延長（継続）

所得税の確定申告書を提出すべき居住者がその年の翌年1月1日から当該確定申告書の提出期限までの間に提出しないで死亡した場合のその年分の確定申告書及び年途中で死亡した場合のその年分の所得税の確定申告書の提出期限を、相続税の提出期限までとすること。（所法124条、125条）

【H23】

《理 由》

現行法においては、準確定申告書の提出期限を、相続の開始を知った日の翌日から4月を経過した日の前日までとされている。しかしながら、通常の場合、相続人は当該死亡した者の確定申告書の作成と相続に関する手続きを並行して行うことになるし、準確定申告書と相続税申告書は密接な繋がりがあり、遺産分割協議にも影響を及ぼすものである。相続人の事務負担軽減という観点からも、上記のようにすべきである。

## 【法人税関係】

### 《重点項目》

#### ◎ 退職給与引当金制度の復活（継続）

旧退職給与引当金制度を退職給付引当金制度として復活させること。（旧法54条）

【H13～H23】

#### 《理由》

退職給付引当金は労働協約等で定められた退職給付債務であり、正当な期間費用として認識すべきである。また、会計理論上もその設定が要請されている。したがって、一定の基準のもとに、企業が当期の負担に属する額として計上した退職給付引当金については、その繰入額の損金算入を認めるべきである。

なお、旧法で規定されていた退職給与引当金は、今日企業会計では、退職給付引当金という名称に変更されており、法人税法においても退職給付引当金として復活させるべきである。

### 《一般項目》

#### 1. 事前確定届出給与の届出不要範囲の拡大（継続）

非常勤役員に毎年所定の時期に支払う給与については、同族会社においても届出不要とすること。（法34条）

【H21～H23】

#### 《理由》

平成18年度改正前において、非常勤役員に年1ないし2回支払われる給与は、賞与としてではなく定期給与として規定されていた（旧法35条④）。これが当該改正により変更され、このような給与は事前確定届出給与の対象になった。

しかし、このような給与は、1月以下ではないが一定期間ごとに支払われるものであり、現行法にいう定期給与に類似するものであって、臨時給与である賞与とは性質を異にするものである。また、このような給与は役員の職務の対価であり、利益操作のために支給されるものでもない。

さらに、事前確定給与のうち、同族会社以外の法人における定期給与を支給しない役員の給与は、平成19年度改正によりその届出が不要とされた。このことから、同族会社とその他の法人間で不公平が生じている。

したがって、同族会社においても定期給与を支給しない役員の給与は、その届出を不要とすべきである。

#### 2. 交際費課税制度の見直し（継続）

交際費課税について、定額基準内の10%課税を廃止するとともに、その支出実態に適合した改正をすること。（措法61条の4）

【H11以前～H23】

#### 《理由》

中小企業は経営基盤が脆弱であり、販売促進の手段も限られている。このような中小企業の事業活動を円滑化するためには、ある程度の交際費は必要である。したがって、定額基準内での10



%損金不算入規定は廃止すべきである。

また、慶弔費用は、古くから我が国の社会風習として定着しており、冗費または濫費にあたるものではない。このことから、社会通念上必要な慶弔費等は、全額損金算入にすべきである。

### 3. 各種届出書及び各種承認申請書の提出期限の延長（継続）

「法人税青色申告承認申請書」、「棚卸資産の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更届出書」および「有価証券の一単位あたりの帳簿価額の算出の方法の変更承認申請書」の提出期限を直前年度の法人税申告期限まで延長すること。（法法122条、法令30条、52条、119条の6）
---

【H11～H23】

《理 由》

現行法では、設立第1期に該当する場合を除き、当該書類の提出期限は、「当該事業年度の開始の日の前日まで」とされているが、手続簡素化のためにも、直前事業年度の法人税申告期限までとすべきである。

## 【所得税・法人税等共通関係】

### 《重点項目》

#### ◎ 包括的租税回避防止規定の廃止（継続）

同族会社の行為計算否認規定等を廃止すること。（所法157条、法法132条、同132条の2、同132条の3、相法64条）

【H21～H23】

#### 《理由》

これらの規定は、一般に包括的租税回避防止規定といわれているが、包括的租税回避防止規定は、租税法主義をないがしろにするものである。そもそも租税は、法律の個別具体的定めにより課税されるべきものであり、個別規定がないからといって、税務署長の認めるところにより課されるべきものではない。

したがって、同族会社の行為計算否認規定を廃止し、租税回避を防止すべき必要がある場合においては、納税者の予測可能性を高めるためにも、個別規定において対応すべきである。また、組織再編成にかかる行為計算否認規定および連結法人にかかる行為計算否認規定についても、同様の理由により廃止すべきである。

### 《一般項目》

#### 1. 青色欠損金等繰越控除期間の延長（継続・一部修正）

青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除及び青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、期間制限を廃止すること。（所法70条、法法57条）

所得税純損失控除期間7年・9年【H11以前～H16、H18、H21～H23】

#### 《理由》

長期にわたり繰越欠損金を有している企業は数多く存在する。このような企業はたとえ単年度に利益が生じても、担税能力があるとは言い難い場合が多い。特に債務超過状態にある企業に税負担を求めるのは酷である。したがって、青色申告書を提出した年分の純損失の繰越控除及び青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除については、期間制限を廃止すべきである。

特に、所得税における純損失の繰越控除期間について、現行の3年間というのはあまりにも短い。したがって、純損失の繰越控除期間は、少なくとも法人と同様9年に延長すべきである。

なお、繰越控除の期間制限廃止に伴い、更正の期間制限を延長する必要があるとしても、それは純損失及び欠損金の更正にとどめるべきである。

#### 2. 社会保険診療報酬に係る所得計算特例の廃止（継続）

社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること。（措法26条、67条）

【H11以前～H23】

#### 《理由》

本来、法人の費用または事業所得にかかる必要経費は、実額で計算すべきであって、本規定のような経費率による計算は認められるべきではない。また、本制度のように医師または医療法人のみを優遇する特例は、課税の公平に反するものである。したがって、本制度は廃止すべきである。

### 3. 減価償却制度の簡素化（継続）

減価償却制度を簡素化すること。（所令120条、法令48条）

【H20～H23】

《理 由》

平成19年度改正により、減価償却制度は非常に複雑になった。例えば、新定率法では償却保証額をもちいた複雑な計算が必要になった。また、平成19年 3月31日以前取得の資産については、旧法における減価償却終了後、長期にわたる償却計算が必要になった。

このように複雑になった減価償却制度は、簡素化されるべきである。たとえば、償却保証額による計算および旧法償却終了後の長期にわたる計算方法を廃止し、耐用年数終了後における未償却残高の全額損金算入（必要経費算入）などの方策を講じるべきである。

## 【相続税関係】

### 《重点項目》

#### ◎ 連帯納付義務の廃止（継続）

相続税の連帯納付義務を廃止すること。（相法34条）

【H17～H23】

#### 《理由》

相続税においては自らの納税義務を履行したとしても、同一の被相続人から相続または遺贈により財産を取得したすべての者は、他の共同相続人等の相続税について連帯納付義務を負っている。つまり、この連帯納付義務は期間の定めがなく、延納の場合には他の共同相続人等の納付状況を把握できないこともあり、延納税額の完納まで連帯納付義務の不安定な状態が継続することとなる。また、相続時精算課税制度による特例受贈者が受贈財産等を費消あるいは消失した場合は、担税力の基礎となる財産が存在せず他の共同相続人等に過度の税負担を強いる可能性もある。

このような、国の徴収の確保のために他の相続人等に過度な負担を強いる規定は、廃止すべきである。

### 《一般項目》

#### 1. 配偶者の税額軽減制度の適用基準の見直し（継続）

申告期限までに未分割の場合であっても、分割できない一定の特別な事情がある場合に限っては、配偶者の税額軽減を認めること。（相法19条の2）

【H11以前～H13、H15～H23】

#### 《理由》

今日の高齢化社会の問題として、配偶者が認知症等による家庭裁判所の後見人の選任に日数を要し、必ずしも申告期限までに遺産分割を調える事ができないという場合に、やむを得ない事情が配慮されず、遺産分割が未了という理由だけで一旦納税をしなければならないという不合理な状況が生じている。

配偶者に対する相続税の軽減措置の立法趣旨からして、このような場合に限っては、申告期限までに未分割であっても、課税上弊害がない限り当軽減措置を一旦適用し、一定期間内に分割がなされない場合にはその時点において修正申告をするように改めるべきである。

#### 2. 生命保険金及び退職手当金の非課税限度額の引き上げ（継続）

生命保険金及び退職手当金の非課税限度額を引き上げること。（相法12条）

【H16～H18、H20～H23】

#### 《理由》

相続税における生命保険金及び退職手当金の非課税限度額については、相続人の生活の保障を目的として設けられたものであり、年金等の公的扶助による社会保障制度が少子高齢社会では十分に機能していない中で、自助による相続人の生活保障の面でその重要性は増すばかりである。また、相続税の納税資金を確保するため利用されている場合も多い。

昭和63年に現在の非課税限度額 500万円に改定されて据え置かれたままであり、十分な控除額

とはいえ非課税限度額を 1,000万円程度に引き上げるべきである。

### 3. 非上場株式等についての納税猶予制度の要件緩和（継続）

非上場株式等についての納税猶予制度の適用要件を緩和すること。（措法70条の7、70条の7の2）

【H22～H23】

《理 由》

この制度は、平成21年度税制改正で、中小企業の円滑な事業承継のために創設されたものであるが、実際に適用を受けるにはその適用要件にかなり多くの制約が設けられており、利用しづらい制度となっている。

特に、事業継続要件のひとつである「雇用維持」要件は、贈与税又は相続税の法定申告期限から5年間について8割以上の雇用を維持することとされている。しかしながら、今日のような経済状況において、企業を存続させるためにやむを得ず雇用の縮小等をせざるを得ない状況が生じることとも考えられることから、要件の緩和をすることが必要である。

たとえば、常時使用従業員数に代え、給与の総額又は正規の常時使用従業員数に換算した非正規の使用従業員数を加算した人数等を基準とし、維持すべき割合は6割程度とすべきである。

### 4. 更正の請求の特則（継続、一部修正）

被相続人に係る保証債務の履行を更正の請求の特則事由に追加すること。（相法32条）

【H11以前～H16、H19、H21～H23】

《理 由》

保証債務については、相続税申告期限までに保証債務の履行事由が生じ、求償権を行使できない場合は債務控除を認めること。また、申告期限後においても同様に保証債務の履行事由が生じ、求償権を行使できない場合は、更正の請求の特則事由に含めるべきである。

## 【消費税関係】

### 《重点項目》

#### ◎ 帳簿及び請求書等の保存要件の見直し（継続）

課税仕入れに係る帳簿及び請求書等の保存規定を、改正前の「帳簿又は請求書等」に戻すこと。（消法30条⑦）

【H11以前～H23】

#### 《理由》

現行消費税法上の仕入税額控除は「帳簿及び請求書等の保存」が要件とされ、実務上事業者に過重な事務負担を強いることとなっているが、平成15年度税制改正に伴う免税点の引き下げにより、これらの問題はより深刻化している。また、現在普及している記帳制度による帳簿と請求書等との突き合わせにより課税仕入れの事実が検証できれば、帳簿記載を重複して行う必要性はない。この改正ができない場合においても、記帳要件の緩和措置を講ずるようすべきである。

### 《一般項目》

#### 1. 各種届出書の提出期限の見直し（継続、一部修正）

消費税の各種届出書の提出期限を見直すこと。（消法9条、19条、37条）

【H11以前～H23】

#### 《理由》

消費税の簡易課税制度選択届出書・同選択不適用届出書及び課税事業者選択届出書・同選択不適用届出書等の提出期限は、当該課税期間の開始日の前日までとなっている。

しかし今日、経済環境は著しく変化しました多様化していることを考えると、事前に課税に関する種々の選択を判断することは限りなく困難といわざるをえない。

したがって、これらの届出書の提出期限は、その適用を受けようとする当該課税期間の消費税の確定申告期限までとすべきである。

#### 2. 社会保険医療等についての軽減税率の適用（継続・一部修正）

現行の非課税制度を見直し、社会保険医療等及び介護サービス等についてはゼロ税率を含めた軽減税率を適用（課税）すること。（消法4条、6条）

【H20～H23】

#### 《理由》

社会保険医療等及び介護サービス等については、同一サービスについて同一の価格が公定され個々の価格設定の自由が認められない制度であり、控除対象外消費税額相当額について本体価格に反映させる機会がない点で他の非課税取引と異なる。また、同業種の控除対象外消費税額の影響を診療報酬点数等に反映させると、消費者にとって課税緩和効果の一部を事実上奪われることとなる上に、結果として制度の透明性が著しく害されることとなる。

控除対象外消費税額が多額に上りやすく社会的影響の大きい消費税法別表一6及び7に掲げる役務提供については、非課税取引から外し、ゼロ税率を含めた低率による課税取引とすべきである。

### 3. 個別評価貸倒引当金に係る消費税額控除（継続）

個別評価の貸倒引当金繰入額に係る消費税額を控除すること。（消法39条）

【H21～H23】

《理 由》

現在消費税の貸倒れの範囲は、法人税の貸倒損失と同様の法律上消滅した債権等に限られている。しかし、法人税では法的な切捨て額が決定するまでの期間が長期になること、また回収の可能性も低いこと等に鑑み、個別評価による貸倒引当金繰入れを認めている。よって、消費税法においても法人税法又は所得税法での個別評価の貸倒引当金繰入額のうち課税資産の譲渡等に係る消費税額を控除することとすべきである。

但し、個別評価の貸倒引当金の戻入額に相当する課税資産の譲渡等に係る消費税額を加算することとする。

### 4. 簡易課税制度の見直し（継続）

簡易課税による税額計算を、より実額計算の税額に近づけること。（消法37条）

【H22～H23】

《理 由》

簡易課税制度は小規模事業者の事務負担軽減のための特例であるが、現在の計算方法での5事業区分は逆に事務処理を複雑にしており、しかも、この事業区分の分類と実際の仕入れ率とは大きく乖離している場合もある。

また、設備投資等で固定資産を取得したときにその固定資産に係る課税仕入に係る消費税額につき税額控除を受けるためには、簡易課税の選択をとりやめて本則課税に戻さなければならない。中小企業は大企業と違い、設備投資計画に基づいて前課税期間までに届出をすることは困難な場合が多く、本則課税に比し過大な消費税額を納付する結果となってしまう。

そこで、収支内訳書や損益計算書、貸借対照表や減価償却資産明細表などを用いた簡略化した計算方式に改正する。

事業者は、法人も個人も決算申告においては収支内訳書や損益計算書などの財務諸表を作成している。そこで、消費税において基本的な損益の勘定科目を設定し、それに従って計算したものについては、勘定科目で消費税がおおむね非課税又は課税対象外である科目（例えば、給料・法定福利費・保険料・支払利息・減価償却費・租税公課など）以外の科目については全額課税仕入れとみなし、科目内の課税区分を不必要とする制度とし、また、貸借対照表や減価償却資産明細表などで設備の取得が明らかな場合の資産の課税仕入に係る消費税額も控除できるようにする。これにより現在の方式よりも本則課税に近い簡易課税制度となる。

### 5. 消費税の申告期限の延長（継続）

法人の消費税の申告期限を法人税の申告期限に合わせること。（創設）

【H18～H23】

《理 由》

消費税の計算は法人の所得計算と切り離して考えられないので、納税義務者の便宜を考慮し、法人税の申告期限の延長の特例の適用を受けている場合に対応させた消費税の確定申告期限の延

長の特例を設けるべきである。

## 6. 基準期間の廃止、納税義務免除制度の申告不要制度への移行（継続・一部修正）

納税義務者免除制度について申告不要制度へ移行することにより、基準期間の課税売上高による全ての判定を当該課税期間による判定とし、免税事業者の行う資産の譲渡等について消費税課税取引として取り扱うべきである。（消法9条、37条）

【H23】

《理 由》

基準期間に比し当該課税期間の課税売上高が激増した場合でも免税事業者となり、逆に、激減した場合でも課税事業者となる現行制度は、事業者のみならず、一般国民にも理解し難い一面がある。したがって、小規模事業者及び中小事業者に対する課税緩和措置は基準期間の課税売上高ではなく、当該課税期間の課税売上高により免税事業者や簡易課税選択の可否判定をすることが合理的である。

この制度の導入を可能とするために、納税義務免除制度に代えて、現行の免税事業者でも消費税相当額を収受できる申告不要制度を導入し、事業者の行う全ての取引について消費税の垢外とならないようにすべきである。なお、申告不要制度の導入により、適用課税期間開始前に提出しなければならない課税事業者選択、簡易課税選択等の届出書の廃止、資本金 1,000万円以上の法人以外の2年間の免税期間の廃止等、複数の問題も解決される。

## 7. 事業廃止に伴う届出書の整理簡素化（継続）

事業廃止に伴う届出書の整理簡素化を図ること。（消法57条）

【H18～H23】

《理 由》

事業を廃止した場合の簡易課税、課税事業者、課税期間の選択不適用届出を義務規定から外し、事業廃止届出書の提出をもって、これらの特例選択不適用届出が提出された場合と同様の効果をもたせるようにすべきである。



## 【地方税関係】

### 《重点項目》

#### ◎ 法人事業税及び法人住民税の欠損金繰戻還付制度の創設（継続、一部修正）

法人事業税、法人道府県民税及び法人市町村民税に欠損金の繰戻還付制度を創設すること。（創設）

【H11以前～H15、H18～H23】

#### 《理由》

法人税が、欠損金の繰戻還付制度を設けている趣旨は、欠損企業に対する救済手段で複数年度の損益通算を容認しているものであるが、特に経営基盤が脆弱な中小法人等にとっては、大きな経済変動の中で事業活動を継続するために重要な制度である。また、欠損金の繰越控除制度が経営の好転した企業に有効な制度であることに對し、繰戻還付制度は経営の悪化に際し効果的であるという特徴を有する。

ただし、この欠損金の繰戻還付制度を、全ての法人について適用すると、地方公共団体によっては財政上の問題が生ずることが予想される。したがって、法人税について欠損金の繰戻還付制度の適用を受けた中小法人等に限定し、法人事業税所得割、法人道府県民税法人税割及び法人市町村民税法人税割についても、この制度を創設すべきである。

#### ◎ 法人住民税均等割の課税標準の見直し（継続）

法人道府県民税・市町村民税の均等割の課税標準について、欠損金のある法人等がいわゆる無償減資等により欠損填補を行ったときは、欠損填補に充てた金額を資本金等の額から控除すること。（地法52条、312条、734条③）

【H17～H23】

#### 《理由》

法人道府県民税・市町村民税の均等割の課税標準である資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額とされている（地法23条①四の五、地法292条①四の五）。このため、無償減資や資本準備金の取り崩しにより欠損填補を行った場合であっても資本金等の額に変動がないことから、均等割の課税標準は従前のままで課税されることとなり、均等割の負担が過重となっている。

したがって、法人道府県民税・市町村民税の均等割の課税標準について、欠損金のある法人等が無償減資等により欠損填補を行ったときは、その欠損填補に充てた金額を資本金等の額から控除することとすべきである。

#### ◎ 固定資産課税台帳登録価格の不服審査申出期間の見直し（継続）

固定資産税において、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、第2年度、第3年度においても価格について審査の申出ができるように改正すること。（地法432条）

【H11以前～H15、H17～H23】

#### 《理由》

課税台帳に登録された土地又は家屋の価格について不服がある場合は、原則として基準年度の公示の日から納税通知書の交付の日後60日までに申出なければならないが、第2年度、第3年度

においても納税通知書の交付の日後60日までは、価格についての審査の申出ができるように改正して、納税者の権利救済の制度を充実すべきである。

## 《一般項目》

### 1. 事業税

#### (1) 個人事業税の事業主控除額の引き上げ（継続）

個人事業税に係る事業主控除額を500万円程度（現行290万円）に引き上げること。（地法72条の49の10）

【H11以前～H23】

《理 由》

事業税が資本収益税といわれていることから、事業主の勤労部分は個人事業税の課税標準から控除されている。具体的な控除額については、事業主控除が勤労の対価の性質をもつこと、事業主控除が法人企業とのバランスをとっていること等を考慮すれば、事業主控除額を給与所得者の平均収入金額である500万円程度とすべきである。

(注) 事業主控除額の推移	昭和50年	年	180万円
	昭和60年	年	240万円
	平成5年	年	270万円
	平成11年	年	290万円

#### (2) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税除外措置の廃止（継続）

事業税における社会保険診療報酬等の課税除外の措置を廃止すること。（地法72条の23、72条の49の8）

【H11以前～15、H19～H23】

《理 由》

社会保険の保護育成及び社会保険診療報酬の点数単価が政策的に決定されることへの対応から、社会保険診療報酬等に関する収入及びそれに関わる経費は、事業税の課税標準の計算上除外されている。この事業税における社会保険診療報酬の課税除外の措置は、特定の業種に対する優遇措置として機能し、社会的な不公平を生じさせているので廃止すべきである。

#### (3) 法人事業税の軽減税率不適用法人の資本金額引き上げ（継続）

法人事業税における、3以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う軽減税率不適用法人の資本金の額又は出資金の額を3億円以上に引き上げること。（地法72条の24の7③）

【3億円の一部修正を除き、H11以前～H23】

《理 由》

現行法では、適用基準が資本金1,000万円以上であるが、これは昭和37年以降据え置かれたままであり、この間に物価は大幅に上昇している。中小企業基本法の考え方からも現行の1,000万円は低額過ぎると解され、同法の規定から資本金3億円程度まで引き上げるべきである。

(注)	昭和30年	500万円
-----	-------	-------

#### (4) 損金算入所得税の法人事業税における加算規定の削除（継続）

法人税の計算上所得税額控除の適用を受けなかった所得税について、法人事業税の課税標準たる所得の計算上も損金の額に算入すべきである。（地令21条の2）

【H21～H23】

《理 由》

法人事業税の課税標準の計算上、所得税法の規定により課された所得税の額について、事業税との二重課税の問題が生じないことを理由に損金の額に算入しないものとされているが、このままでは、欠損が生じた場合の繰越欠損金の金額が法人税と法人事業税で異なることとなり、複雑な税務となっている。法人税において所得税を損金算入した場合には、法人事業税においても損金算入とし、簡素な税制とすべきである。

#### (5) 中小法人への外形標準課税の不適用（継続）

資本金1億円以下の中小法人に対する事業税の外形標準課税の導入は時期尚早である。（地法72条の2①一）

【H11以前～H15、H20～H23】

《理 由》

法人事業税の外形標準課税は、法人が都道府県から受けるサービスに対する応益的な課税として、当面資本金1億円を超える法人を対象として導入された。しかし、サービス受益額の具体的な測定は困難であり、結果的に担税力の弱い欠損法人に対する課税としての効果だけが色濃く残るものとなっている。

さらに、今日のわが国の経済社会の将来の発展を考えた場合、中小企業の活性化こそが重要であると考えられる。また、中小法人は、大企業に比べ弱い立場にあり欠損法人の割合も高く、担税力も乏しい。これらの点を考慮すれば、中小法人に対する外形標準課税の導入は時期尚早である。

#### (6) 廃業の場合の個人事業税申告期限の延長（継続）

個人事業の廃業の場合、個人事業税の申告期限が廃業後1月以内とされているが、所得税の申告期限と同一とすべきである。（地法72条の55）

【H21～H23】

《理 由》

事業廃止の場合の個人事業税の申告期限が廃業後1月以内では、課税標準等を確定させるには短かすぎるので、正確な計算のため、これを所得税の申告期限と同一とすべきである。

## 2. 道府県民税、市町村民税

### (1) 少額配当に係る住民税課税の見直し（継続）

少額配当に係る住民税課税を、所得税と同一とすること。（創設）

【H20～H23】

《理 由》

少額配当に対する個人住民税の非課税措置（旧地法附則 4条）が廃止されたことに伴い、所得税の確定申告を省略しても住民税の申告が必要な場合が発生しているが、納税者の利便性及び徴税コスト等を考慮すれば、個人住民税の課税においても、この少額配当について所得税と同一とすべきである。

### (2) 給与所得者で給与所得等以外の所得が20万円以下の場合の住民税課税の見直し（継続）

給与所得者で給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下の場合を申告不要とすること。（創設）

【H23】

《理 由》

給与所得者で給与所得及び退職所得以外の所得が20万円以下の場合、国税では申告不要となっているが、地方税では該当する制度はない。このように国税と地方税の課税範囲が異なることは、納税者を混乱させ、申告事務手続きも煩雑となる。また、現実には所得の把握が完全になされている保証がないことから、課税の公平が損なわれているともいえる。よって、税制の簡素化及び課税の公平の観点から統一すべきである。

### (3) 個人住民税均等割課税の見直し（継続）

住所を有する市町村以外の市町村に事務所、事業所又は家屋等を有する個人について、住所地と事務所等が同一の道府県の場合、一の均等割額の納税義務とすること。（地法24条）

【H21～H23】

《理 由》

住所所在地と事務所所在地が他県であれば、各々の県において均等割が生ずることになるが、同一道府県の異なる市町村に事務所等を置いた場合、同一人について、同一県から2回の均等割が課されるのは不合理である。よって、24条1項2号に「1号に該当するものを除く」等のカッコ書きによる除外規定を設けるべきである。

### (4) 個人住民税における退職所得課税の見直し（継続）

住民税における退職所得課税について、所得税と同様に損益通算や所得控除が可能な制度に改正すべきである。（地法50条の2、328条）

【H21～H23】

《理 由》

現状の取扱は、住民税が前年所得課税を原則とするのに対し、退職所得だけは現年課税とされ、かつ、完全分離課税とされているため、損益通算、損失の繰越控除、所得控除が不適用となって

いる。しかし、退職直後に予想される収入の減、退職に伴う居住用土地建物の売却損、新たに起業した場合に見込まれる初年度損失等、住民税の計算上考慮すべき要因が数多く生ずることが考えられ、同一年の退職所得金額と総所得金額等の通算や所得控除等を可能とすることは、行政便宜からの要請よりも重視されるべきであり、理論的にも、より合理性があるものと考えられる。

この改正を行う場合は、退職所得が生じた年分の総所得金額等との損益通算等とするのが合理的であるので現行の退職所得について現年課税を前年課税に変更し、更に、退職所得に係る特別徴収制度についても制度整備のための所要の改正を行う必要がある。

### 3. 固定資産税

#### (1) 固定資産税の誤納金還付可能期間の見直し（継続）

固定資産税の過誤による賦課決定に対しては、その誤納金の請求は5年以内に限定しており不合理が生じているので、これに還付金の消滅時効を不適用とする措置を講ずること。（地法18条の3）

【H11以前～H23】

《理 由》

固定資産税は、その賦課決定が明らかに誤りであった場合でも、現行制度上5年を超えたときは誤納金の還付・返還を求めることができず不合理である。賦課課税方式である租税の特性に鑑み、租税行政に対する信頼を確保する観点から、還付金の消滅時効の適用をしないように是正すべきである。

#### (2) 償却資産税における課税資産評価額の最低限度額の見直し（継続）

償却資産の評価額の最低限度額は、1円とすべきである。（固定資産評価基準）

【H23】

《理 由》

現在、償却資産の課税標準となる評価額は最低限度額を取得価額の5%として算出されている。平成19年度において減価償却制度の改正が行われ、残存価額が撤廃されることになったことに伴い、償却資産税においてもその課税標準は最低限度額を1円とすべきである。

### 4. 不動産取得税

#### (1) 贈与等の取消しの場合の不動産取得税賦課の見直し（継続）

贈与税で贈与がなかったものとされる期間内に、贈与等の取消しがあった場合には、不動産取得税を賦課しないこと。（地法73条の2）

【H11～H23】

《理 由》

不動産取得税は、贈与等による不動産の所有権の移転がその後解消され、旧所有者に復した場合に、原則として再度課税されている。

しかし、所有権の取得原因の解消により旧所有者に復することは、不動産の取得そのものが無

くなったことになる。

したがって、贈与税で贈与がなかったものとされる期間内に、贈与等の取消しがあった場合には、不動産取得税を課すべきでなく、また、当初の贈与等により賦課された不動産取得税も還付すべきである。

## **(2) 婚姻期間20年以上の配偶者間の贈与居住用不動産についての不動産取得税の非課税化 (継続)**

婚姻期間20年以上である配偶者から贈与により取得した居住用不動産については、一定額まで不動産取得税を非課税とすること。(地法73条の7)
--

【H11以前～H23】

《理 由》

居住用不動産は通常夫婦の協力により築かれるものであり、婚姻期間20年以上経過後の贈与については、相続による不動産の取得と実質的には変わらない。相続税法第21条の6(贈与税の配偶者控除)の趣旨に則り、一定額までは不動産取得税を非課税とすべきである。

## **5. 事業所税**

### **(1) 事業所税の廃止(継続)**

事業所税を廃止すること。(地法701条の30～74)
----------------------------

【H12～H23】

《理 由》

事業所税は、指定都市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てる目的で創設され、昭和50年10月1日より実施され、平成15年度改正において新增設に係るものは廃止されたが、既存部分については現行のままである。他の地方税との重複が指摘されていることや税制の簡素化等の見地からも廃止すべきである。

## 【税務行政関係】

### 《重点項目》

#### ◎ 税理士法第33条の2の書面添付制度と税務調査手続（継続）

税理士法第33条の2の書面が添付された申告に係る税理士に対する意見聴取について、制度趣旨に適った運営を行うこと。（税理士法35条）

【H23】

#### 《理由》

現行税理士法第35条を極めて形式的に文言解釈すると、事前通知を予定していない場合には意見聴取は行われず、事前通知が行われる場合でも意見聴取は質問検査権行使の前提要件に過ぎず、意見聴取が行われれば必ず質問検査権が行使されるということになる。しかし、意見陳述制度の趣旨が「税務当局が税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨」（事務運営指針：平成21年4月1日、課法4-11ほか）であることに鑑みれば、意見陳述の趣旨は単なる実地調査の前提条件ではなく、当該申告内容に関する国税当局の積極的な疑義の解決がその本来の目的であるといえることができる。

税理士法第35条が制度趣旨に適う法文に改正されることが必要であるが、改正されるまでの間、意見聴取制度が形式的な単なる実地調査の前提手続とならぬよう、税務当局の制度趣旨に沿った運営が望まれる。

### 《一般項目》

#### 1. 税務調査手続に関する要望（継続・一部修正）

- (1) 一般の税務調査については調査終了時までには調査理由を開示すること及び事前通知が行われない調査については無予告とせざるを得なかった理由を開示すること。（国手法74条の9①三）
- (2) 調査終了時の修正申告又は期限後申告の勧奨は、特に納税者と課税庁との意見が完全に一致しない事項については、修正申告等の法的効果の説明程度に止め、勧奨は行わないこと。（国手法74条の11③）
- (3) 課税庁の質問検査権の行使は、原則として、「質問」、「検査」及び「提示」に止めるべきであり、帳簿書類その他の物件の「提出」及び「留置き」については、重要書類の隠匿の真にやむを得ない場合に限定すること。（国手法74条の2、74条の3、74条の4、74条の5、74条の6、74条の7、127条三）
- (4) 税務調査においては、納税者等のプライバシー保護、特定職業人の守秘義務等に特段の配慮をすること。（創設、74条の2、74条の3）

【H23】

#### 《理由》

申告納税制度を維持し充実させるためには納税者と税務当局との相互信頼が重要である。

この信頼関係を更に充実維持させるためには、税務当局の納税者の権利を十分に考慮した行政運営が必要であると考えられる。

- (1) 調査理由の開示

事前通知時や調査着手時において調査理由（調査先選定理由）の開示がなされることが望ましいが、遅くとも調査終了時までには開示し、納税者の調査選定に関する疑問にこたえるべきである。また、無予告調査については、特に無予告とせざるを得なかった理由を合わせて開示すべきである。

#### (2) 修正申告等の勧奨

平成23年度税制改正では、当該職員に対し調査終了時における修正申告又は期限後申告の勧奨を可能とする権限が付与されたが、修正申告等は課税庁にとっての利点であり納税者にとっての利点はなく納税者の義務でもないことから、本来は「お願い」とすべきものである。特に納税者と課税庁との意見が完全に一致しない事項については、修正申告等の法的効果の説明程度に止め、勧奨は行わないこと。

#### (3) 帳簿書類等の提出及び留置き

平成23年度税制改正は、課税庁の当該職員の質問検査権の範囲として、従来の「質問」及び「検査」に加え、帳簿書類等の「提示」及び「提出」を求め得ることとした。更には、提出された帳簿書類等の「留置き」も可能とされた。

しかしながら、これら追加された権限は任意調査の趣旨に鑑み、限定的に行使されるべきである。つまり、重要書類の隠匿等の恐れがある場合等の真にやむを得ない場合に限定することとすべきである。

#### (4) 税務調査における納税者等のプライバシー保護、特定職業人の守秘義務等への配慮

質問検査権を行使する場所や時間については、納税者の生活の平穏を害することや営業活動に支障をきたすことがあってはならない。納税者及び第三者のプライバシーについても完全に保護されなければならない。

いわゆる反面調査については、本人調査に対し補充的・副次的なものであり、本人調査だけでは適切な調査を行うことができないと客観的に認められる場合において、納税者本人の了承に基づいて行われるべきである。

特定職業人の守秘義務は、調査上の客観的の必要があったとしても解除されるものではない。また、税務職員に守秘義務が課せられていることを理由に解除されるものでもない。特定職業人等第三者に対する守秘義務を有する納税者の調査にあたっては、これらの守秘義務を侵害することがないように配慮がなされるべきである。

## 2. 全ての市町村で電子申告を可能とすること（継続）

全ての市町村で電子申告が可能となるように早急に整備すべきである。

【H23】

### 《理由》

現在、国税及び全ての都道府県に対する電子申告は実現されているが、市町村についてはその一部しか実現されていない。電子申告の利便性の観点から全ての市町村に対して電子申告が出来るように早急に整備すべきである。また、受付時間帯を制限することなく運用すべきである。



### 3. 行政の法律解釈の妥当性を検証する制度の構築（継続）

「基本通達・個別通達」等をはじめ、「情報」や「Q&A」等の行政庁の法律解釈の妥当性について議論できる制度を構築すること。（創設）

【H23】

《理 由》

税務分野における通達等については行政内部に対する効果しか持ち得ないのであるが、その妥当性を問うには税務争訟によるしかなく、その負担を考えると実務的には法律的效果を帯びることとなり、行政立法に準ずる特徴を有している。

また、事務運営指針や情報、最近では質疑応答事例（Q&A）などの形でも国税庁の法律解釈が示されているが、これらについても行政立法に準ずる効果を有する結果となっている。

これらの行政庁の通達制定改廃の手續や公開のあり方については法律による規定が必要であるが、その法解釈の内容について、その妥当性・適正性を税務争訟によらずに議論できる制度が望まれる。

## V. 中期的視点から検討すべき項目

### 1. 特定の所得控除の給付付き税額控除方式への移行（継続・一部修正）

所得控除である扶養控除及び配偶者控除のうち、同居特別障害者・同居老親等に係る控除額の加算部分については、給付付き税額控除方式へ移行すること。（所法84条、措法41条の16）

【H22～H23】

《理 由》

在宅介護等に対する支援をより効果あるものとするため、同居特別障害者・同居老親等に係る控除額の加算部分について、現行の所得控除制度から税額控除方式へ移行し、控除不足額は給付するという「給付付き税額控除制度」の導入を検討すべきである。なお、検討にあたり、①還付金（給付金）の給付洩れが生じ難い方法とすること、②不正受給への対応を行うこと、③制度導入のためのコストについての費用対効果のバランスを取ること、について十分な配慮がなされるべきである。

### 2. 金融所得課税一体化の留意点（継続）

金融所得課税の一体化に当たっては、複雑な税制とならないこと。（創設）

【H18～H23】

《理 由》

所得税は、税制全体の中で基幹的な税目であり、総合累進課税が理想的であるが、経済社会構造の変化に伴い、経済取引の複雑化・多様化が進み、特に資産の金融商品化が進み、金融商品も多岐にわたっている。これを一体として課税することは合理的であり、また中立的でもある。

これらの金融資産による所得を金融所得として一体的に課税する一体課税制度を導入する場合には、金融所得の範囲を明確にするなど複雑な税制とならないようすべきである。

有価証券の譲渡所得に対する税率は20%（所得税15%、住民税5%）、配当所得に対する課税方法は総合課税が原則であるが、現行法上、一定の上場有価証券については、譲渡所得に対する税率10%（所得税7%、住民税3%）、配当所得に対しては税率10%（所得税7%、住民税3%）の申告分離課税の優遇税制となっている。また、上場有価証券は、譲渡損失と配当金との損益通算も可能である。上場有価証券と非上場有価証券との取扱について取扱に差が生じることは公平が保たれないことから、差別しないようにするべきである。

### 3. 財産評価の法定化（継続、一部修正）

相続税等の財産評価の基本的事項を通則等として法定化すること。（相法22条～26条の2）

【H11以前～H23】

《理 由》

財産評価は、相続税・贈与税の課税価格に直接的に影響するにもかかわらず、法定評価方法は限定されており、具体的な評価について実務では、法令ではない財産評価通達によって運用されている。租税法律主義の立場から、少なくとも「評価の原則」「評価区分」「評価単位」「評価方式」など財産評価の基本的事項については、通則等として法令にて明確にすべきである。

#### 4. 地方税法典の整備（継続）

現行の地方税法を整備し、①地方税基本法（あるいは地方税通則法・地方税租税収納法）②地方税法（個別実体法）③地方税特別措置法など実体法と手続法に区別した法制化等、地方税法を体系化すること。

【H11以前～H23】

《理 由》

地方税法は、第1章総則、第2章道府県の普通税、第3章市町村の普通税、第4章目的税、第5章都等及び固定資産税の特例、第6章電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例、そして最後が附則となっている。

これらの規定を国税に関する法律体系と比較すれば、国税手続・権利義務法と国税徴収法の両者に対し地方税法の総則が概ね対応し、国税の各個別税法が地方税法の中の規定と対応する。さらに、租税特別措置法の規定の多くは、地方税法の附則部分にあたとみてよい。

現在、国・地方を通じた個人所得課税などの抜本的見直しが検討されている。この中で地方税法の法体系の見直しも同時に行うべきである。

平成23年3月29日

九州北部税理士会 調査研究部

部 長	有 田	義 博 (福岡支部)
副 部 長	末 吉	幹 久 (福岡支部)
委 員	草 場	明 子 (西福岡支部)
同	石 神	務 (八幡支部)
同	田 中	恒 宏 (久留米支部)
同	古 川	和 義 (鳥栖支部)
同	林	和 子 (諫早支部)
担当副会長	波 多 野	徹 (長崎支部)

## 税制及び税務行政に対する意見・要望

### －平成25年度税制改正建議について－

来年度（平成25年度）税制改正建議書取りまとめの参考とさせていただきますので、税制及び税務行政に対するご意見・ご要望をお寄せください。

意見・要望事項

FAX番号 092-481-3878